

最高人民法院 司法による知的財産権保護 8 典型事例を発表

最高人民法院は 10 月 22 日午前、プレス発表会を開き、司法による知的財産権保護 8 典型事例を一般に公表した。

事例 1

申立人の米イーライリリー社・イーライリリー（中国）研究開発有限公司と被申立人の黄孟煒との行為保全申立事件

（一）事件の大筋

被申立人が 2012 年 5 月にイーライリリー中国に入社し、双方は「秘密保持契約書」を締結した。2013 年 1 月、被申立人はイーライリリー中国のサーバーから、申立人が保有している 48 書類（その中の 21 点は中核的な機密に当たるビジネス書類であると申立人が主張）をダウンロードし、上述の書類を被申立人が保有している装置に無断で保存した。交渉した結果、被申立人は同意書に自署し、会社のものである 33 の秘密書類をダウンロードしたことを認めた上、申立人に指定された者が上述の書類をチェックし、削除することを認容する旨の約束をした。その後、申立人からの者が被申立人に数回連絡を取ったが、被申立人は同意書において取り決めた事項の履行を拒否した。申立人は、2013 年 2 月 27 日付けで被申立人に双方の労働関係の解除を宣告する書状を出した。2013 年 7 月、米イーライリリー社、イーライリリー中国会社は、黄孟煒が技術秘密を侵害したとして上海市第一中級人民法院に提訴するとともに行為保全を申し立て、被申立人の黄孟煒に申立人から盗んだ 21 の営業秘密書類の開示、使用又は他人による使用の許可をしてならないと命じるよう、法院に請求した。そのため、申立人が法院に対し、事件関連の 21 の営業秘密書類の名称・内容、承諾書等の証拠資料を提示し、上述の申立に関する担保金を提供した。

（二）裁判の結果

上海市第一中級人民法院は審査した上で、申立人から提出された証拠によって、被申立人が申立人の営業秘密書類を取得し、かつ把握したことを初期的に証明することができ、被申立人が上述の書類のチェックと削除を認容するとの承諾を履行していないため、申立人が主張した営業秘密は開示、使用、もしくは外部に漏えいされる恐れがあり、申立人に補てんできない損害をもたらしかねず、行為保全の条件に合致していると判断した。同院では 2013 年 7 月 31 日付けで被申立人の黄孟煒に、申立人の米イーライリリー社、イーライリリー中国会社が営業秘密として保護していると主張した 21 書類の開示、使用又は他人による使用の許可を禁止する旨の民事裁定を下した。


（三）典型的意義

改訂民事訴訟法では、行為保全制度の規定が追加され、すべての民事事件の領域へと適用範囲が拡大された。行為保全措置は、緊急な事態におかれた権利者が権利を保護するための有効な手段となっている。人民法院は当事者の申立に基づき、積極的で合理的な知的財産権保全措置を講じることで、保全制度の時効性を活用して、知的財産権の司法救済の適時性、利便性、有効性を高めることができる。これは、知的財産権の保護力増強にとって重要な促進的意義を有する。この事件は我が国初の、改訂民事訴訟法に準拠した営業秘密をめぐる権利侵害訴訟における行為保全措置の適用事件であり、人民法院が社会のニーズに順応し、法により司法ルートで知的財産権保護を強化する実務上の努力を表したものである。


事例 2

佛山市海天調味食品股份有限公司が商標権侵害及び不正競争で佛山市高明威極調味食品有限公司を告訴した紛争事件

(一) 事件の大筋

海天公司是、1994年2月28日に登録を受け、醤油等が指定商品の“”登録商標の権利者である。威極公司是、1998年2月24日に設立された。威極公司では、“威極”の2文字を企業の商号として使用し、かつ広告板や工場の看板において“威極”の2文字を目立たせて使用している。法に違反して工業用塩水で醤油製品を生産したことで威極公司が暴露された後、海天公司の市場での評判も製品の売上数量もその影響を受けた。海天公司是、威極公司の行為がその商標権を侵害しており、かつ不正競争に当たるものとして、広東省佛山市中級人民法院に提訴し、威極公司に対し権利侵害の差止、謝罪、そして経済的損害及び合理的費用として合計1,000万人民元の賠償金の支払を命じるよう、法院に請求した。

(二) 裁判の結果

広東省佛山市中級人民法院では第一審に、威極公司在広告板及び工場の看板において“威極”の2文字を目立たせて使用し、海天公司の登録商標専用権を侵害したこと、威極公司の2株主とも同社の設立の前から食料品業と醤油生産業に携わっていたことから、海天公司及びその海天ブランドにおける製品を知っていたはずであり、にもかかわらず、海天公司の“”（注釈：原文では左記“ ”内が空欄のため、日本語仮訳では登録商標を挿入。）登録商標の中の“威極”の2文字を企業の商号として登記したことは、海天公司の商標の商業名声にすぎりつく悪意があり、公衆の混同又は誤認を招き、海天公司の商業名声を損なったもので、不正競争に当たると判断した。そこで威極公司に対し、その広告板や工場の看板において“威極”の2文字を目立たせて使用することを差止め、“威極”の商号が付される企業名の使用を差止め、かつ、判決の効力が生じた日から10日以内に工商部門で企業商号変更手続を行い、海天公司には新聞に掲載して謝罪し、影響を排除し、海天公司に与えた経済的損害及び合理的費用として合計655万人民元の賠償金を支払うとの判決を下した。審理担当法院では損害賠償金を算定する際に、海天公司在16日間において得るべきとされる合理的な利益金額及び合理的な利益減少率により、商業名声が損なわれることで受けた損害を推算しながら、威極公司における登録商標専用権侵害行為及び不正競争行為の性質、期間、結果等の要素と結びつけた上、海天公司製品の売上数量の減少による利益の損害額を350万人民元と推定した。また、海天公司在影響排除、評判回復、権利侵害の結果の拡大制止に支出した合理的な広告費の300万人民元と弁護士費用の5万人民元をともに賠償の範囲に入れた。威極公司是、上訴を提起した後、第二審の段階で自ら上訴の取り下げ申立を行った。

(三) 典型的意義






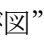
この事件は、威極公司在法に違反して工業用塩水で醤油製品を生産する“醤油ゲート”事件に起因した訴訟で、社会的関心が高い。法院は、事件の裁判において、合法で有効な民事責任を特定することで、確実に権利者の利益を擁護した。侵害差止の面で法院は、被告が不正競争に当たると認定してから、被告の該当商号の使用差止、期限つき企業名称の変更を命じる判決を下し、権利侵害の再発の危険性を根絶させた。損害賠償の面では、権利者が受けた損害が高額であることを示す証拠があるものの、既存の証拠では実際の損害額を直接に証明するに不足しているという状況下で、監査報告諸表等の該当証拠と結びつけて損害賠償金額を特定することにより、損害賠償金額を権利者が実際に受けた損害により近いものとし、権利者が受けた損害を最大限に補償した。さらに、法院は、権利者が権利侵害と不正競争行

為による影響の排除、評判回復、権利侵害の結果の拡大制止に支出した合理的な広告費を賠償範囲に入れることで、司法による知的財産権の保護強化の強力さと決意を表している。

事例 3

BMW 株式会社が商標権侵害及び不正競争で広州世紀宝馳服飾実業有限公司を告訴した紛争事件

(一) 事件の大筋

BMW 社は中国において、第 12 類自動車等商品に登録した“BMW”、“”、“宝馬”等商標及び第 25 類衣類商品に登録した“”商標を保有している。世紀宝馳公司是、“”、“FENGBAOMAFENG 及び ”、“豊宝馬豊 FENGBAOMAFENG 及び ”等を表示した衣類品を生産販売し、かつそのウェブサイトと店舗において、“FENGBAOMAFENG 及び ”等の標章を際立って表示し、衣類の吊り札やウェブサイト、宣伝パンフレット等に“ドイツ世紀宝馬グループ股份有限公司”の企業名称を使用している。BMW 社は、商標権侵害及び不正競争として北京市第二中級人民法院に提訴し、世紀宝馳公司等に対して、権利侵害の差止、経済的損害として 200 万人民币の賠償金の支払を命令するよう請求した。

(二) 裁判の結果

北京市高級人民法院は第二審に、世紀宝馳公司がその生産した衣類及び宣伝において BMW 社の登録商標と類似する同権利侵害として訴えられた標章を目立たせて使用し、BMW 社の商標専用権を侵害したこと、衣類の吊り札等に“ドイツ世紀宝馬グループ股份有限公司”の企業名称を使用した行為は、信義誠実及び公認の商業道徳に反するもので、BMW 社の商業名声を利用して不法利得を企み、不正競争に当たると判断している。BMW 社から提出した証拠で、世紀宝馳公司に明らかな権利侵害の主観的悪意があり、侵害の時期が長く、範囲が広く、得た利得が 200 万人民币を遥かに超えて膨大なものになり、権利侵害の情状が極めて重大であることが証明できたこと、その上、BMW 社の本件関連の登録商標の高い知名度、BMW 社が権利侵害行為を制止するのに合理的な費用を支払ったことから、権利者の合法的権益の十分な実現を保障し、権利侵害の代価を高め、権利維持のコストを削減するために、BMW 社による損害賠償金に関する訴訟請求額を全額支持とする。これに準じて、被告に権利侵害の差止、影響の排除、経済的損害の賠償金として 200 万人民币支払の旨の判決を下した。さらに、世紀宝馳公司の悪質な権利侵害行為について、10 万人民币の罰金に処する旨の民事制裁とともに、国家工商行政管理総局に司法建議書を出し、同社の権利侵害行為を全面的に摘発するようアドバイスを行った。2013 年初頭、国家工商総局から特別通達を出し、全国各地の工商部門に対して BMW 株式会社の該当登録商標専用権の侵害嫌疑行為を調査・処理するよう要求した。各地の工商局は BMW 株式会社の商標権の侵害に係わるブランドカテゴリー・模倣行為について全面的な調査・処理を進めた。

(三) 典型的意義

この事件は、人民法院の法による悪質な権利侵害行為に対する処罰力増強の典型事例である。まず、賠償金額の特定に関しては、既存の証拠により、権利侵害者の権利侵害によって得た利得が商標法に定めた 50 万元の法定損害賠償の最高限度額及び権利者からの賠償請求額を遥かに超えたことが証明できた状況下で、権利侵害者は組織化した大規模な侵害であり、明らかな主観的悪意があり、侵害の時期が長く、範囲が広く、得た利益が膨大などの要素を勘案した上、第二審法院では法定損害賠償による損害賠償額を特定する方法の代わりに、具体的な事件の状況に基づき、裁量権を運用して損害賠償額を斟酌し、権利者からの訴訟請求額を全額支持した。次に、権利侵害の代価の引き上げに関しては、本件権利侵害者の組織化・規模化した悪質な権利侵害という実態に対応し、行政機関による行政処罰が行われていない状況において、処罰力の増強の精神を踏まえた第二審法院は、法により権利侵害者に対し民事制

裁措置を講じた。最後に、審理担当法院は、事件の審理において発見された、処理していないほかの権利侵害行為と結びつけて関係部門に司法建議書を出し、対応の処理案を提示した。工商部門では当該司法建議書に基づいて積極的な行動を取り、悪質な権利侵害行為を確実に摘発し、優れた社会的効果を上げた。この事件で、中外の知的財産権利者の合法的權益を平等に保護し、公平・適正な市場経済秩序を維持し、知的財産権保護力を強める中国法院の決意と行動が示された。

事例 4

珠海格力電器股份有限公司が發明特許權侵害で廣東美的制冷設備有限公司らを告訴した紛争事件

(一) 事件の大筋

美的公司は、型番 KFR-26GW/DY-V2 (E2) など 4 型番の“美的分離型空調機”製品を生産した。格力公司は、美的公司以製造販売している上述の製品が、自社の“空調機をカスタム曲線に沿って動作させる制御方法”の發明特許權を侵害したとして、廣東省珠海市中級人民法院に提訴し、被告に権利侵害行為の差止、損害と調査や権利侵害行為の制止のために支払った合理的な費用の賠償金の支払を命令するよう請求した。

(二) 裁判の結果

廣東省高級人民法院は第二審に、KFR-26GW/DY-V2 (E2) 型空調機の“スリープモード 3”の作動方式における技術構想が、本件関連の發明特許權を侵害したと認定した。同権利侵害として訴えられた製品に付属している取付説明書に、“スリープモード 3”の機能が明確に記載されており、また、同説明書がほかの 3 つの空調機製品にも適用することが明記されたため、同 3 つの空調機も“スリープモード 3”を備えるものと思われる。本件の権利侵害として訴えられた 4 製品は、出力だけが違い、機能が同じである同じシリーズに属するもので、業界の慣習に合致している。美的公司は、同 3 空調機には機能の相違があり、特許權侵害に当たらないと主張しているものの、対応の証拠が提供できなかった。このような状況において、既存証拠によって同 3 空調機も同様に“スリープモード 3”を備えるものと推定でき、本件関連の特許權を侵害することになる。賠償額について、美的公司では型番 KFR-26GW/DY-V2 (E2) 空調機製品の該当データのみを提供しており、同型番の空調機製品の利益が 47.7 万人民元であることが特定できた。美的公司は、第一審法院から該当の法的結果について説明を受けたにもかかわらず、ほかの型番の空調機の生産販売の該当データの提供を拒否していることから、美的公司以生産されたほかの 3 空調機製品の利益が 47.7 万人民元を下回らないと推定できる。ゆえに、本件のすべての証拠を総合して、美的公司以經濟的損害の賠償金として 200 万人民元を格力公司以支払うものと特定した。

(三) 典型的意義

本件の当事者双方がともに国内では有名な家電製品企業であり、状況が難しく複雑で、社会的影響が大きい事件である。第二審法院は、該当の法律及び司法解釈の規定を正確に適用し、事実推定則と証明妨害の制度を合理的に適用して、事件の事実を適正に認定し、権利侵害賠償額を的確に特定し、司法による保護力増強の精神を徹底した。権利侵害事実の認定に関して、特定型番の権利侵害製品で権利侵害に当たると法により認定した上で、特許の技術的特徴と関連する説明書の記載内容に基づき、当事者から異議が出たのに反証を提供していないという具体的な状況と結びつけて、ほかの 3 製品も権利侵害に当たると合理的な推定に至った。損害賠償額の特定に関しては、証明妨害の制度を積極的に運用している。権利侵害者は、ほかの 3 製品の権利侵害による利得を得た証拠を持っているのにこれを提供しないが、第二審法院は、既存の証拠を基に、同 3 製品で得た利益は 1 つ目の製品のそれ以下にはならないと推定し、これにより裁量權を運用して、特許權侵害に対する法定損害賠償の最高限度額以上で賠償額

を特定し、権利侵害者の侵害代価を引き上げた。

事例 5

アシュランドライセンス&インテレクトチュアルプロパティーLLC、北京天使専用化学技術有限公司が発明特許権侵害で北京瑞仕邦精細化工技術有限公司、蘇州瑞普工業助剤有限公司、魏星光等を告訴した紛争事件

(一) 事件の大筋

アシュランド社は“水中水型ポリマー分散体の製造方法”発明特許の権利者であり、天使会社はアシュランド社からライセンスを受けて中国本土内において上述の特許を合法的に使用している。当該発明特許が製品の製造方法の発明特許であるが、この方法を利用して製造される製品は新製品ではない。魏星光は 1996 年に天使会社へ入社し、天使会社総経理及びアシュランド中国エリア業務総監を歴任した後に退職し、瑞仕邦会社の株主と取締役となり、また、瑞普会社の設立後に同社の取締役に就任した。瑞普公司及び瑞仕邦会社では、本件関連の方法特許で生産された製品と同一の完全水性ポリマー濃縮液が生産・製造され、販売された。アシュランド社及び天使会社は、法院による証拠保全措置の申立、公証保全など複数の方法により、被告の生産技術に係る証拠を調査収集していたが、被告の完全たる生産技術に関する技術構想が証明できるすべての証拠を入手することができなかった。アシュランド社及び天使会社は、瑞仕邦公司及び瑞普会社で生産販売された上述の完全水性ポリマー濃縮液が特許権侵害に当たる、魏星光が侵害幫助に当たると主張して江蘇省蘇州市中級人民法院に提訴し、被告に権利侵害の即時差止、経済的損害の賠償金及び権利侵害行為の制止のために支払った合理的費用として合計 2,000 万人民元の連帯支払を命令するよう求めた。そして同時に、本件被告を相手取って北京市第一中級人民法院に関連の営業秘密侵害訴訟を提起した。

(二) 裁判の結果

江蘇省蘇州市中級人民法院は、本件特許方法に係る製品が特定の顧客層を有する工業用化学製剤であり、権利者がオープン市場からは購入できず、また、瑞普会社の現場に入って同製品の完全たる生産技術プロセスを知ることもできないため、アシュランド社では合理的な努力を払い、挙証能力を尽くしたが、被告において確かにその特許方法が使用されたとは確認することができなかった、と判断した。魏星光及び瑞普会社の基幹技術者とも天使会社の元スタッフであり、本件関連の特許方法の完全たる生産プロセスに触れる機会があること、そして瑞普会社では、生産プロセスにはある物質の添加方法と含有量が、本件関連特許の技術構想と異なることを主張しているものの、法院から説明を受けたにもかかわらず、これを裏付ける対応の証拠の提供を拒否したことを考えると、被告において特許方法を使用して完全水性ポリマー濃縮液を生産した可能性が高いと思われ、被告から更なる反証を提供していない前提に置かれては、本件の具体的な状況を踏まえ、権利侵害と訴えられた技術構想が本件関連の特許権を侵害し、瑞普公司及び瑞仕邦会社が特許権侵害に当たると認定できる。これを基に蘇州市中級人民法院の主宰の下で調停を進めた結果、当事者双方間で合意した調停プランは、瑞仕邦会社、瑞普会社と魏星光は、本件関連の特許方法を使用しないと承諾すること、瑞仕邦会社と魏星光は本件の特許権侵害で訴えられた行為についてアシュランド社に補償金 1,500 万人民元を支払い、関連の営業秘密権利侵害で訴えられた行為についてアシュランド社に補償金 700 万人民元を支払うこと、となっている。

(三) 典型的意義

この事件は、合理的な証拠則を運用した事実推定により製品の製造方法特許権侵害を認定した上、調停によって高額な補償金に至った典型事例である。権利侵害の証拠取得の困難性から、製品製造方法特

許、特に新製品に属しない製品の製造方法特許は常に知的財産権保護の難点となっている。本件において、審理担当法院は具体的な事件の状況に応じて、権利者が既に合理的な努力を払い、挙証能力を尽くしており、既知事実及び日ごろの生産経験と結びつけると、同一の製品が特許方法によって製造された可能性が高いと認定できる前提に置かれては、特許権者に更なる証拠提供を求めないで、挙証責任を権利侵害で訴えられた者に適切に移転させた。また審理担当法院は、権利侵害で訴えられた者が、反証提供ができていない状況において、特許方法を使用したと認定している。方法特許権利者の挙証負担を合理的に軽減させるこの方法は、方法特許権利者の法による権利維持を便利にする上で重要な意義がある。なお、審理担当法院では、社会的矛盾を適切な解決することを踏まえ、事件審理の際、事件の事実認定の質を確保するために、技術専門家を招聘して人民陪审员に就任させ、また、事実を究明し、是非を明確にした上で、合計 2,200 万人民元と高額な補償金の支払を条件とする当事者間の調停合意を促すことで、権利者の利益を確実に擁護した。

事例 6

北京銳邦涌和科貿有限公司が垂直的独占協定でジョンソン&ジョンソン（上海）医療器材有限公司、ジョンソン&ジョンソン（中国）医療器材有限公司を告訴した紛争事件

（一）事件の大筋

被告のジョンソン&ジョンソン社の医療用縫糸、吻合器などの医療器械製品の代理業者である原告銳邦公司是、ジョンソン&ジョンソン社と 15 年に亘って代理提携関係を結んでいる。2008 年 1 月、ジョンソン&ジョンソン社と銳邦公司とは「代理販売契約書」及び付属書を締結し、銳邦公司在ジョンソン&ジョンソン社の規定を下回る価格で製品を販売してならないとの取り決めをした。2008 年 3 月、銳邦公司是北京大学人民医院で行われたジョンソン&ジョンソン医療用縫糸の販売に係る入札において、最低落札価格で落札した。2008 年 7 月、ジョンソン&ジョンソンは、無断で価格を下げたとして銳邦公司の阜外医院・整形医院での代理権を取り消した。2008 年 8 月 15 日以降、ジョンソン&ジョンソン社は、銳邦公司からの医療用縫糸製品の発注を受けなくなり、2008 年 9 月には縫糸製品、吻合器製品の供給を完全に停止した。2009 年、ジョンソン&ジョンソン社は銳邦公司との代理販売契約を更新しなかった。原告は上海市第一中級人民法院に提訴して、被告の代理販売契約で取り決められた最低転売価格制限条項が、独占禁止法で禁じられる垂直的独占協定に当たると主張し、被告に対し同独占協定を実行して原告の低価格競争入札行為に“処罰”を与えることで原告にもたらした経済的損害の賠償金として 1,439.93 万人民元の支払を命じるよう、法院に請求した。

（二）裁判結果

上海市高級人民法院は第二審において、中国本土地域の医療用縫糸製品市場である本件の該当市場では競争が不十分で、ジョンソン&ジョンソン社がこの市場で相当強い勢力を有するものとして、本件に係った最低転売価格制限協定が本件の該当市場において競争の排除・制限の効果を生じたと同時に、明らかで十分な競争促進の効果を上げておらず、独占協定に当たると認定すべきと判断した。ジョンソン&ジョンソン社が銳邦公司に講じた、一部の病院での代理販売資格の取消や縫糸製品供給停止の行為は、独占禁止法に禁じられる独占行為に該当するもので、ジョンソン&ジョンソン社は上述の独占行為で銳邦公司にもたらした 2008 年の縫糸製品の正常な利益に対する損害を賠償しなければならない。そこで、ジョンソン&ジョンソン社から経済的損害の賠償金として 53 万人民元を銳邦公司に支払う旨の判決を下した。

（三）典型的意義

この事件は中国国内初の垂直的独占協定をめぐる紛争事件であり、全国初の終審判決で原告の勝訴となった独占をめぐる紛争事件でもあり、我が国の独占禁止裁判の発展においてマイルストーン的な意義を持っている。

この事件は、最低転売価格制限行為に関する独占禁止法上分析の一連の重大な課題に係り、その第二審判決で、最低転売価格制限行為に関する法的評価の原則、挙証責任の配分、分析評価の要素等の課題について模索と試みを行い、その分析手法と結論は、我が国の独占禁止事件の裁判及び独占禁止法の実施の推進にとって重要な意義を有する。この事件の判決は、人民法院の法による独占行為制止、公正な市場競争の保護、促進の機能・役割が十分に表現され、発揮されるものとなった。

事例 7

江西億鉛電子科技有限公司、余志宏らによる営業秘密侵害罪をめぐる刑事事件

(一) 事件の大筋

珠海賽納公司の元従業員である被告人の余志宏、羅石和、肖文娟、李影紅は、日ごろの作業から、珠海賽納公司のブランドエリア、南米エリア、アジア・太平洋エリアの顧客資料及び2010年の売上数量、売上金額と珠海賽納公司の製品のコスト価格、警戒価格、販売価格等営業上情報に接触し、把握することができ、かつ、珠海賽納公司の営業秘密を保全する義務を有する。2011年初頭、余志宏は他人とともにプリンター用トナーカートリッジ等の消耗品を生産する江西億鉛公司を設立し、そして、江西億鉛公司の製品を販売する中山沃徳公司及び香港 Aster 公司、米国 Aster 公司、欧州 Aster 公司を設立した。余志宏、羅石和、肖文娟、李影紅らは、各自の仕事の関係で把握した珠海賽納公司の顧客の製品購入の状況、販売価格システム、製品コスト等の情報を無断で江西億鉛公司、中山沃徳公司に持ち出して、それを基に同2社の一部製品の米国価格システム、欧州価格システムを制定した上、珠海賽納公司のそれよりも低い価格で、珠海賽納公司の一部の元顧客に同一型番の製品を販売した。江西億鉛公司、中山沃徳公司の財務資料と輸出通関書について監査を行った結果、2社から珠海賽納公司元顧客の11社に販売した珠海賽納公司の製品と同一型番の製品は合計7,659,235.72米ドルの金額となっている。珠海賽納公司の同一型番の製品の平均売上粗利益率で計算すると、珠海賽納公司にもたらした経済的損害が合計22,705,737.03人民元（2011年5月から12月までの経済的損害額は11,319,749.58人民元、2012年1月から4月までの経済的損害額は11,385,987.45人民元）となっている。

(二) 裁判の結果

広東省珠海市中級人民法院は第二審において、江西億鉛公司、中山沃徳公司、余志宏、羅石和、肖文娟、李影紅の行為が営業秘密侵害罪に当たるものと判断し、江西億鉛公司には罰金2,140万人民元に処すること、中山沃徳公司には罰金1,420万人民元に処すること、余志宏には有期懲役六年に処し、罰金100万人民元を併科すること、羅石和には有期懲役三年に処し、罰金20万人民元を併科すること、李影紅には有期懲役二年、執行猶予三年に処し、罰金10万人民元を併科すること、肖文娟には有期懲役二年、執行猶予三年に処し、罰金10万人民元を併科することとの判決を下した。

(三) 典型的意義

この事件は全国最大の経営情報類の営業秘密侵害に当たる刑事犯罪事件で、人民法院から処された3,700万元に至る罰金総額が、全国の営業秘密犯罪事件における罰金額の最大額を更新した。これは、広東省法院系統に知的財産権刑事事件の審理で知的財産権裁判の“三合一”モードを実行して成功を収めた手本となり、司法による知的財産権保護の全容性と有効性を目立たせ、司法による知的財産権保護の主導的な役割を十分に示した。本件裁判は、罰金額の算定でも自然人が負担する刑事責任の面でも、

知的財産権侵害の犯罪行為に対する厳罰の方向性を示した。

事例 8

宗連貴等 28 人による登録商標詐称罪刑事事件

(一) 事件の大筋

2007 年 11 月ごろ、被告人の宗連貴、黄立安は、共同出資して油脂会社を設立し、2008 年 8、9 月ごろから 2011 年 9 月 4 日までの間、複数名の作業者を雇い会社の中で“金龍魚”、“魯花”の登録商標を詐称した食用油を生産し、販売していると同時に、購入してきた不法に製造された“金龍魚”、“魯花”の登録商標標章を外部に販売していた。宗連貴、黄立安が生産した食用油が詐称品であることを知りながら、被告人の陳金孝らは雇用を受けて生産・販売に従事し、不法経営額が 19,249,759.5 人民元となっている。2009 年末から 2011 年にかけて、被告人の劉志勇らは、宗連貴油脂公司以生産された“金龍魚”、“魯花”食用油が登録商標詐称品であることを知りながら、数回も購入し、これを販売しており、事件に係わる金額が数百万人民元となっている。

(二) 裁判の結果

河南省高級人民法院は第二審に、被告人の宗連貴、黄立安らは、違法犯罪活動を行う目的で会社を設立し、かつ、犯罪の実施を主な活動としているため、会社ではなく、自然人による犯罪として扱うべきと判断した。被告人の宗連貴は登録商標詐称罪、不法に製造された登録商標標章の販売罪を犯したもので、複数の罪をまとめて処断することとして、有期懲役十二年六ヶ月の執行に処し、罰金 1,050 万人民元を併科すること、被告人の黄立安は登録商標詐称罪、不法に製造された登録商標標章の販売罪を犯したもので、複数の罪をまとめて処断することとして、有期懲役十一年六ヶ月の執行に処し、罰金 1,050 万人民元を併科すること、被告人の陳金孝は登録商標詐称罪、不法に製造された登録商標標章の販売罪を犯したもので、まとめて有期懲役八年の執行に処し、罰金 90 万人民元を併科すること、被告人の劉志勇は、登録商標詐称商品販売罪を犯したもので、有期懲役四年三ヶ月に処し、罰金 97 万人民元を併科するものとし、ほかの 24 名の被告人もそれぞれ期間が異なる有期懲役及び金額が異なる罰金を科する判決が言い渡された。

(三) 典型的意義

この事件は刑事的手段を活用して知的財産権侵害犯罪を取り締まり、市場秩序を維持し、食品安全を保護する典型事例である。犯罪金額の高さ、被害の深さ、影響の広さ、処された罰金額の高さは、全国の知的財産権裁判分野でも類を見ないほどの事件となっている。この事件は、河南法院系統に知的財産権刑事事件の審理に知的財産権裁判の“三合一”を実行した典型判例であり、人民法院の刑事司法による知的財産権の保護力の増強、知的財産権侵害犯罪に対する厳正な摘発の精神が示された。審理担当法院では、各種の刑罰手段を総合して運用し、決然とした姿勢で犯罪者への有罪判決及び刑罰の判断を行い、特に財産刑を運用して知的財産権侵害犯罪への処罰力を増強することを重視し、経済面から犯罪者の再犯能力と条件を剥奪するよう力を入れた。本件 28 名のすべての被告人には法により刑事責任が追及され、被告人に有期懲役を科すると同時に罰金刑を科することとし、罰金総額が 2,704 万人民元となり、知的財産権侵害犯罪行為への強力な威嚇となり、市場環境が浄化され、市場経済秩序が維持された。

(張先明)

出所：

2013 年 10 月 23 日付け中華人民共和國最高人民法院ホームページを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳

を作成

http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201310/t20131023_189076.htm